

大和市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第59号

大和市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大和市庁舎管理規則（昭和49年大和市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、庁舎管理者が必要と認める行為については、この限りでない。

第7条第1項に次の1号を加える。

(8) 撮影、録音その他これらに類する行為

附 則

この規則は、公布の日から施行する。